

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	文化芸術創造課 文化施設担当室

契約業者名・住所	株式会社東急コミュニティー 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
工事等の名称	松戸市民会館 プラネタリウム業務委託
工事等の場所	松戸市松戸1389番地の1
種別	委託 「その他委託」：その他（プラネタリウム事業運営）
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	18,033,840円
工事等の概要	プラネタリウム業務

<p>随意契約の理由</p>	<p>松戸市民会館のプラネタリウム機器は昭和53年度に当会館に設置されたものであり、すべてマニュアル操作、つまり人的操作のみで作動する機器です。</p> <p>現在、数多く市町村に導入されているプラネタリウム機器の様な自動制御によるものではありません。</p> <p>マニュアル操作は肉声による星や天文に関する解説を同時に行うもので、専門的にも技術的にも熟練を要し、特別な経験やノウハウが必要であります。</p> <p>株式会社東急コミュニティーは平成8年から本会館のプラネタリウム運営を行っており、運営に必要な天文学の専門知識や高度なプラネタリウム操作、解説技術を有し、当機器の老朽化に伴うトラブルの対応においても、豊富な経験により投影を中止することなく、代替プログラムなどを実施することが可能な会社であります。また、令和6・7年度松戸市入札参加資格者名簿の委託部門でプラネタリウム運営の登録があり、令和8・9年度においても同様の申請があり、本業務が実施可能な唯一の会社です。</p> <p>以上のことから、当市民会館のプラネタリウム機器の操作は株式会社東急コミュニティーにより実施することが最適と思われるので、地方自治法施行令167条の2第1項第2号を適用し、随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号を適用し1者から見積を徴するものです。</p>
----------------	--